

## 登録博物館

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条及び博物館の登録に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）に基づき、沖縄県教育委員会が登録を行った博物館。

※1「みなし」：改正博物館法附則第2条第4項「旧博物館法第10条の登録を受けている…博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）は、新博物館法第11条の登録を受けたものとみなす。」

博物館の名称	博物館の住所	新博物館法第11条による登録年月日	設置者
沖縄県立博物館・美術館	那覇市おもろまち3-1-1	令和6年1月23日登録（再）	沖縄県
宜野湾市立博物館	宜野湾市真志喜一丁目25番1号	令和7年3月6日登録（再）	宜野湾市
（みなし）石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城4-1		
（みなし）浦添市美術館	浦添市字仲間1-9-2		
（みなし）名護博物館	名護市大中四丁目20番50号		
（みなし）宮古島市総合博物館	宮古島市平良東仲宗根添1166-287		
（みなし）那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市壺屋1-9-32		
（みなし）沖縄美ら海水族館	本部町字石川424		
（みなし）久米島博物館	久米島町字嘉手苺542		
（みなし）沖縄市立郷土博物館	沖縄市上地2-19-6		
（みなし）ひめゆり平和祈念資料館	糸満市字伊原671-1		

(2) 指定施設：博物館法第31条、博物館法施行規則第23条及び第24条ならびに博物館の登録に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）に基づき、沖縄県教育委員会が指定を行った博物館に相当する施設。

※「みなし」：改正博物館法附則第2条第6項「この法律の施行の際現に旧博物館法第29条の指定を受けている施設は、新博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなす。」  
改正博物館法施行規則附則第2条第6項「みなし指定施設は、令和10年3月31日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。」

指定施設の名称	指定施設の住所	新博物館法第31条第1項による指定年月日	設置者
アスムイハイクス（沖縄石の文化博物館）	国頭村字宜名真1241番地	令和7年3月28日指定（新）	株式会社 南都
（みなし）東南植物楽園	沖縄市字知花2146		
（みなし）沖縄こどもの国	沖縄市胡屋5-7-1		
（みなし）おきなわワールド	南城市玉城字前川1336		
（みなし）南風原町立南風原文化センター	南風原町字喜屋武257		
（みなし）対馬丸記念館	那覇市若狭1-25-37		
（みなし）沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館	那覇市首里当蔵町1-4		
（みなし）沖縄空手会館	豊見城市字豊見城854番1		

(3) 指定施設：博物館法第31条、博物館法施行規則第23条及び第24条に基づき、文部科学大臣が指定を行った博物館に相当する施設。

※「みなし」：改正博物館法附則第2条第6項「この法律の施行の際現に旧博物館法第29条の指定を受けている施設は、新博物館法第31条第1項の指定を受けたものとみなす。」  
改正博物館法施行規則附則第2条第6項「みなし指定施設は、令和10年3月31日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。」

指定施設の名称	指定施設の住所	新博物館法第31条による指定年月日
（みなし）琉球大学博物館（風樹館）	西原町字千原1番地	